

告 示

埼玉県告示第六百六十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十二条第一項の規定により指定の一部の効力を停止したので、同法第九十三条の規定により次のとおり公示する。

令和八年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 開設者の名称

社会福祉法人枚方療育園

二 開設者の主たる事務所の所在地

大阪府枚方市津田東町二丁目一番一号

三 施設の名称

特別養護老人ホームおきな

四 施設の所在地

埼玉県行田市馬見塚六百九十三

五 介護保険事業所番号

一一七三六〇〇〇九七

六 サービスの種類

介護老人福祉施設（従来型）

七 効力の停止の内容

介護報酬の請求制限 三〇パーセント

八 効力の停止期間

令和八年十月一日から令和八年十二月三十一日まで